

# 商工建設常任委員会会議録

令和7年11月4日

場 所 第5委員会室



令和7年11月4日(火曜日)

午前9時58分開会

審査・調査事項

- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
  - ・「第2期 宮崎県地域未来投資促進基本計画」の一部変更について

出席委員(7人)

委員長	内田理佐
副委員長	山口俊樹
委員	日高博之
委員	福田新一
委員	坂本康郎
委員	岩切達哉
委員	脇谷のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	児玉浩明
企業立地推進局長兼 企業立地課長	今村俊久
商工政策課長	河村直哉
企業振興課長	徳地清孝
先端技術産業推進室長	加藤和樹

事務局職員出席者

議事課主査	春田拓志
政策調査課主任主事	岩倉有希

○内田委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

それでは、まず、本日の委員会の日程についてであります。御覧の日程(案)のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○内田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前9時59分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

○児玉商工観光労働部長 1点、先にお礼申し上げます。

10月13日に本県で初めての開催となりました「ツール・ド・九州」でございます。こちらの宮崎・大分ステージが盛大に開催されました。当日は県議会から外山議長、そして内田委員長にも御出席いただき、誠にありがとうございました。

私どももどれぐらい人が集まっていたのかというのを楽しみにしていたんですが、当日は大変盛り上がりまして、想像以上にたくさんのお客様がお見えになりました。

当日のイベントはもちろんですが、前日のイベントにもたくさんの方にお越しいただきました。スタート地点の延岡市役所も当然盛り上がったんですけども——御覧になった方は御存じだと思いますが——その後の山下新天街商店街では、狭いところをたくさんの自転車が走りまして、すごい迫力の下で市民の皆様にも観戦いただいたところ です。

当日の様子は、観光情報も含めましてSNS

でも広く情報発信されたところでありまして、私どもといたしましては、これを契機に、サイクルツーリズムにも力を入れて、県内外、できれば国内外から、多くのお客様にお越しいただけるような取組を、今後もしっかり続けていきたいと考えております。

それでは、本日御説明させていただく事項ですが、お手元の資料2ページ目の目次を御覧ください。

その他報告事項といたしまして、「第2期宮崎県地域未来投資促進基本計画」の一部変更について担当課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

**○徳地企業振興課長** それでは、資料に基づき説明させていただきます。

常任委員会資料3ページを御覧ください。

「第2期宮崎県地域未来投資促進基本計画」の一部変更について御説明します。

まず、地域未来投資促進基本計画の策定根拠となっております、地域未来投資促進法について御説明します。

この法律は、平成29年に従来の企業立地促進法が抜本改正され成立したもので、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者の取引拡大や受注機会の増大などの経済的効果をもたらす地域経済牽引事業を促進することを目的としております。

中ほどの図を御覧ください。

県は、国の基本方針に基づき、市町村等と共同で、地域未来投資促進基本計画を策定し、国の同意を受けます。各民間事業者等は、この基本計画に基づいた内容で、個別に地域経済牽引事業計画を策定し、県が承認する仕組みとなっておりますが、承認の要件については、後ほど御説明します。

各民間事業者等が事業計画を策定するメリットといたしまして、承認された地域経済牽引事業計画には様々な支援措置があります。下の図でございますが、主な内容としまして、建物や機械などの設備投資を行った際には、法人税の特別償却または税額控除の税制優遇を受けられるほか、地方税の減免や金融支援といった支援を受けることができます。

4ページを御覧ください。

まず、この県の基本計画の概要について御説明いたします。

基本計画は国のガイドラインに基づき策定したものでありますが、本県の自然環境や観光資源等の地域特性を活用し、「フードビジネス」、「成長ものづくり」、「デジタル」、「ゼロカーボン関連産業」、「林業・木材産業」、「流通関連業」、「観光・スポーツ」の各分野において地域経済を牽引する事業を支援し、地域経済の活性化を図ることとしております。

(1)の計画期間は、令和6～10年度の5年間、促進区域は県内全域としております。

(2)の経済的効果の目標としまして、地域経済牽引事業の新規承認件数を80件、承認した各事業計画に基づく付加価値額の増加分をプラス110億円としております。

(3)の民間事業者等が策定した地域経済牽引事業の承認要件としましては、要件1の本県の地域特性を活用する①～⑦に掲げた7分野のいずれかに関連する事業であって、計画期間である5年間で、要件2の高い付加価値を創出し、要件3のいずれかの経済的効果が見込まれる計画を承認することとしております。

5ページを御覧ください。

今回の基本計画の一部変更について御説明いたします。

現在の基本計画は、令和6年4月に国の同意を受けましたが、その後、人口減少、高齢化社会の進行等を背景に、地域特性を生かした産業支援を強化し、地域経済の活性化を図りたいとする地方自治体からの要望を受けて、令和7年度の国の税制改正で、国税の税制優遇の要件に大きな変更がございました。今般、これを受けまして、本県経済を牽引する大型投資を制度的に後押しできるよう、基本計画の一部を変更しましたので、内容について御報告いたします。

まず、(1)の背景であります。今般の税制改正で、地域未来投資促進税制における機械装置等の資産の特別償却や、税額控除の優遇幅が上乗せされる適用要件が見直されました。

具体的には、図の赤枠囲みの「上乗せ類型A」について、右の吹き出しの③にありますように、「地域経済の成長発展に特に資する業種に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること」という要件が追加され、この地域経済の成長発展に特に資する業種を各県の基本計画で指定業種として追加できるようになりました。

次に、(2)の変更のポイントにありますように、指定業種の追加につきましては、先ほど御説明しました基本計画に定めた地域の特性の7つの対象分野の範囲内において、日本標準産業分類の中分類で最大3個まで指定可能となっております。

なお、指定業種の追加に当たりましては、下のオレンジ色の囲みにあります①～③の定量的要件を満たす業種に限られているところでございます。

6ページを御覧ください。

(3)の指定業種の追加についてでございますが、先ほど説明しました、①～③の定量的要

件を満たす業種のうち、事業所数や事業従事者数、事業従事者1人当たり付加価値額をはじめ、本県の産業特性や関連産業への波及効果等を勘案し、下の図にありますとおり、指定業種を「食料品製造業」、「木材・木製品製造業」、「道路貨物運送業」の3業種とする計画変更を行い、9月25日に国の同意を得たところでございます。

指定の考え方でございますが、①フードビジネス分野における食料品製造業につきましては、本県製造品出荷額の2割超を占める主要産業であること、農業や水産業等の関連産業の裾野が広く、恩恵を受けやすいこと、⑤林業・木材産業分野における木材・木製品製造業につきましては、令和3年時点で製材品出荷量が全国2位、スギ素材生産量が34年連続日本一で本県主要産業の一つであること、⑥流通関連産業分野における道路貨物運送業につきましては、都城志布志道路の開通や、物流拠点、配送センターなど、道路貨物用の大型投資案件の増加が見込まれることなどを根拠としております。

なお、参考までに、表の中段より下の部分には、①フードビジネス分野、⑤林業・木材産業分野、⑥流通関連業分野における現行計画での承認件数や承認した計画における付加価値額増加分並びに第1期計画を含めた、これまでの承認事業例について記載しているところでございます。

今後とも、本県の地域特性を生かした高付加価値で、地域の事業者に経済的効果をもたらす事業が多く実施されますよう、関係所属と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○内田委員長 執行部の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

**○坂本委員** 少し難しいというか、分かりづら  
いなと思って説明を聞いていました。今回の追  
加指定の影響についてお伺いしたいんですが、  
まず資料5ページの上乗せ類型Aの適用要件に  
新規追加された内容として、設備投資額が10億  
円以上であることとか、ハードルがかなり高い  
感じがするんですけども、県内事業者への影  
響として、これまでとどう変わるんですか。

**○徳地企業振興課長** 資料5ページの表の対象  
資産のうち、御指摘があった上乗せ類型Aとい  
う分野の新規追加について、各県において指定  
業種を追加することによる一番大きいメリット  
としては、法人税の特別償却が35%ではなくて  
50%、または税額控除5%というものが選べる  
ようになったということでございます。

国の考え方としましても、新規追加となった  
③の要件がなかったこれまでは、どちらかとい  
うと総花的な支援制度でありましたが、力を入  
れたい業種について各県が指定することによっ  
て、法人税の特別償却50%または税額控除5%  
というような指定をすることができるようにな  
ったことが今までとの差であり、今回の大きな  
税制改正の影響を受けて、基本計画の一部を変  
更したということになっております。

非常に分かりにくいので簡単に言いますと、  
基本計画と指定業種といろいろあったと思うん  
ですけれども、地域経済牽引事業計画を各民間  
事業者がつくるのがまず大事なポイントです。  
各民間事業者が地域経済牽引事業計画をつくっ  
て、例えば上乗せ類型Aでは、民間事業者から  
すれば、やはり設備投資の金額がかなり大きい  
ことから特別償却を選ぶか、一定の税額控除を  
選ぶかを選択することができます。地域経済牽  
引事業計画を各民間事業者がつくるためのルー  
ルとして、まず各県で基本計画をつくりましょ

うと、基本計画の中で、先ほどの①～⑦の分野  
のうち各民間事業者が、例えば、道路も通った  
ので大きな貨物倉庫とかを造りたいというとき  
に、県としては流通業の中で見ることができます。  
個別の事業計画を承認することによって、  
各民間事業者が今度はその税制の課税特例を受  
けるような要件で国に申請するということです。

大体で言えば、民間事業者が投資するために  
まず基本計画が必要というような意味で、各県  
が基本計画をつくって、各県の特性に合わせた  
中で民間事業者が個別に地域経済牽引事業計画  
を策定して承認を受けて、こういう税制優遇を  
受けるというスキームになっているところでご  
ざいます。

**○坂本委員** 確認ですけれども、今回、指定業  
種が追加になったという御説明だったんですが、  
既存の指定業種というのはないと理解していい  
ですか。

**○徳地企業振興課長** 先ほど説明しましたよう  
に、今回、食料品製造業と木材・木製品製造業  
と道路貨物運送業の3つを指定業種として選び  
ました。

この業種を選ぶルールが非常にややこしいの  
ですが、資料5ページの(2)変更のポイント  
の1つ目を御覧ください。「日本標準産業分類  
の中分類ベースで」という記載がございまして、  
この日本標準産業分類が幾つあるかということ、  
食料品製造業とかある中で98あるんです。中分  
類という98もの区分けがございまして、その中  
から各県が地域特性を生かしたものを3業種選  
び、その業種に基づく地域経済牽引事業計画で  
あれば、税制特例の優遇——通常であれば特別  
償却35%と税額控除4%であるところを、特別  
償却50%と税額控除5%の課税特例が受けられ  
るメリットができるというものが、今回の大き

な変更点でございます。

○坂本委員 今回指定された3業種が初めて指定された業種と理解していいですね。

○徳地企業振興課長 こういう上乗せ類型の大きいメリットを受ける業種としては、初めて指定いたしました。

今回、上乗せ類型の税制改正により大きなメリットを受けられる3業種について御説明していますけれども、この分類にできない場合には、特別償却35%と税額控除4%という通常類型の優遇措置を受けることができます。例えば、フードビジネス分野の民間事業者がこういう事業をしたいと言って承認を受けたいけれども、上乗せ類型に該当しない場合に、通常類型の特別償却35%と税額控除4%の恩恵を受けることができます。しかし、9月25日に国の同意を受けて3業種を指定いたしました。この要件を満たす企業であれば、上乗せ類型の特別償却50%と税額控除5%の恩恵を受けられるということになります。

○坂本委員 分かりました。

もう一つ伺いますが、指定業種を新たに設定することで、県内でどれぐらいの事業者が対象になると考えておられますか。

○徳地企業振興課長 今回、この食料品製造業など3つの業種をどのように指定したかといいますと、第1期を含めまして、これまで各民間事業者が地域経済牽引事業計画をつくって、県が承認したものが78件ございました。そのうち一番大きいものがフードビジネス分野の22件で、流通関連業分野も8件あり、フードビジネスや林業・木材産業、流通関連業に偏っていました。大きい話でいえば、成長ものづくり分野の承認が多かったところです。

今後、宮崎県の設備投資をする産業として、

この3つを指定業種とすることにしました。先ほど御説明したように、食料品製造業と木材・木製品製造業、道路貨物運送業——都城志布志道路ができた関係で、そのあたりの業種が増えていくだろうということで、今回、基本計画の一部を変更したということになります。

指定されることによる税制のメリットが大きいことによって、企業立地が促進される可能性もあることも踏まえて、この3業種を指定して産業振興をしていこうというものでございます。

○坂本委員 これまでの実績として78件ですかね。御説明のあったとおり、フードビジネス、林業・木材産業、流通関連業が非常に多いという印象がありまして、逆に、弱い分野である、デジタルやゼロカーボン、観光あたりをどう強くしていくかという視点ではなかったのかなと思いました。たくさん承認されている分野に、新たに指定業種をしたということですが、弱いところをしっかりと補強していくという観点はなかったのかと思ったところです。そこはどうだったのでしょうか。

○徳地企業振興課長 そもそも地域経済牽引事業計画というルールが始まりについて、平成29年度から令和5年度までが1回目で、令和6年度から令和10年度までが2回目という状況になっています。今回、こういう税制改正が行われたのも、今後、人口減少などにより労働力も少なくなっていく中で、強い分野を伸ばして地域経済全体のレジリエンスを高めていくために、総花的に産業を支援するのではなくて、地域の特性をさらに強くして、波及効果が特に期待できるような業種を育成していきましようという国の考え等もあり、こういった上乗せ類型の要件ができたというのが背景でございます。

○日高委員 こういう計画というのは、経済産

業省とかが絡んでいるんでしょうね。これまで経済産業省に行ったりしていろいろな意見を聞きましたが、地元の中小零細企業にはほとんど目が向いていない。いわゆる100億円を超えるところにしか目が向いていない気がしています。

経済産業省自体の予算枠が本当に少ないという状況でこの計画があるわけで、その上で話すんですけども、地元企業にどれぐらいの波及効果があるのでしょうか。中小企業がこれでどこまで救われるのか。もっと言えば、この計画をずっとやっていくことで、承認された後の雇用や波及効果とかにしっかりつながっていくのか。ただ、申請書類を出して承認されれば、税制優遇を受けて終わっているのではないかという話です。しかし、人手不足やDX化とか、いろいろある中で人材が必要になる。そこまで継続して長続きしているような……。会社が経営していけるようになっているのか少し心配ですけども、そのあたりはどうでしょうか。

**○徳地企業振興課長** おっしゃるとおり、この政策は、どちらかという強いものを伸ばしていこうというものになっています。どのように関連産業に波及させるかということもあるんですが、例えば、食料品製造業の指定を受けるときには、地域経済牽引事業計画の承認を受けたA社という企業があったときに、売上の半分以上がA社との取引である農業者や中小企業も承認を受けられるようなシステムになっています。そこがある意味、この法律の関連産業の育成というところの一つのメリットとなっています。資料6 ページの一番下に、指定業種の事業者と直接取引を行う事業者も一定の要件を満たせば優遇措置の対象となると、注意書きで書いてあるんですけど、この業種と取引をする業者も、そういう一定の要件——いろいろなルールがあ

るんですけども、それを満たせば、こういった税制優遇のメリットも受けられるというような仕組みにはなっております。

実際、今まで指定した78件のうち、指定された業種と取引しているところが拾われた実績はまだないんですけども、制度的にはそういった仕組みにはなっております。指定業種と取引するところにも波及させるような仕組みのルールにはなっているところでございます。

**○日高委員** A社というまとまった大きいところがあって、その子会社や孫会社へ波及するようなところは一つのメリットだと。そのようなところが宮崎県内にあるんですか。大企業があるような他県においては波及するでしょうけれども、あまり大きい企業がないのに、この基本計画で枝葉みたいに下へ下へと波及していくというのが、どれぐらい望まれるのかというところなんです。ここがあってこそ経済が回ったり、人材も生かされたりすると思いますので、そこあたりを聞きたいと思います。

いろいろな計画や優遇措置、補助があるじゃないですか。ぐちゃぐちゃになっていて、よく分かりません。税制優遇措置についていろいろ言っていましたが——頭が少し整理できないんですけども——ほかにもいろいろあると思うんです。親会社があったら子会社まで波及できるようなシミュレーションみたいなものをつくるべきだと思っています。ただ、国がこういう措置がありますと言っても、宮崎県にないでしょうでは話になりません。そのあたりは、シミュレーションというか、部としてはどのような描き方をしているんですか。

**○徳地企業振興課長** 具体的なシミュレーションがあるかというのと、ありません。

これまで指定されている業種については、企

業が了解したところ——宮崎日機装株式会社などについては、ホームページ等で企業名も公表しています。大きい企業が設備投資をして売上げや利益を上げることによって、その関連産業まで波及させていこうというのが考え方で、委員がおっしゃったように、それをどのようにシミュレーションしているかということ、民民の取引の部分もございしますが……。やはり強いところをまず伸ばしていこうというのが、今回の地域経済牽引事業計画の根底にあると考えております。

一方、中小企業にどのように波及させるかといいますと、企業にも大企業や中小企業といういろいろありますけれども、徐々にステップアップしていくような支援というのは、商工会議所や商工会を含め小さいところからやっております。今回、御説明しているのは、大きいところをさらに強くして、そこの売上げや利益が増えることによって関連産業に波及させていこうというところでは……。まずは強いところを大きくして、売上げをさらに伸ばしていこうという考えで取り組んでいるところでございます。

**○日高委員** 基本線としては、宮崎県の強みをさらに伸ばしていこうというところで、この3つの業種を挙げて、そこを差別化して、税制優遇措置をやって伸ばしていこうと。それに関連産業をくっつけて、そこもまたどんどん伸ばしていこうということだろうと思います。頑張ってください。

これがどこまで波及するかということ、当然、課長が言うように、民民でやらないといけない

というのもあるけれども、「第2期宮崎県地域未来投資促進基本計画」として県が掲げた以上は、伴走支援みたいなどころまで、いわゆるパッケージでくっついてこないと、何かもう少し踏み込みが足りないという気はしているところです。

**○児玉商工観光労働部長** 県内の産業にどれだけ波及効果があるのかという委員の御指摘は、私どもも一番大事なところだと考えております。

資料5ページに、今回、新規追加する類型についての適用要件ということで吹き出しがございしますが、10億円以上の設備投資額はかなりの金額だと思います。そして、この①～③の要件を満たして、1億円以上の付加価値額を創出するというのですが、本県の産業においては、労働生産性がどうしても低いところがございます。労働生産性を上げるためには、付加価値額も大きくしないといけないという考え方で、これまでも取り組んでいるんですけれども、委員の御発言の中に、経済産業省が大きな企業しか見ていないというようなところがありました。実際、経済産業省においても様々な事業者の支援を行う「よろず支援拠点」というものがございまして、県内の事業者の様々な課題解決のため伴走支援するような支援拠点があります。それを今回、県の関係機関も一緒になってまとめたところではあるんですけれども、K I T E N ビルにできました。

我々としましては、伸びる企業を増やして、そこと取引ができる事業者をきちんと伴走支援して育てていくという考え方の下に取り組んでまいりたいと思います。もちろん伸びる事業者を増やすということもですが、その周辺の取引事業者の技術力向上や人材育成などといったものについても、しっかり取り組んでまいりたい

と考えております。

**○日高委員** 部長が言ったように、そういう形で、労働生産性が上がって付加価値を……。100億円企業になると優遇措置が半端なくいいですよ。だから、よろず支援拠点の話がありました、やはり見ていないんです。一応、中小・零細企業のためにも何かしないといけないから、よろず支援拠点をやっておくということだと思っただけですけども、宮崎県はどうしても、道路の建造や農業などが強くなるんですよ。経済産業省との付き合いは、歴史の中でもなかなかないのですが、どうにかしていかないといけません。今後、この「第2期宮崎県地域未来投資促進基本計画」が柱になるのでしょうか。ほかにも違う計画があって、何が柱になるのか分かりませんが、常任委員会に出してきたということは、柱だろうと思っています。

**○児玉商工観光労働部長** 今回、御説明させていただく内容について、この分野についてはこういった上乗せで税制優遇措置等が図られるということ、広く県民や事業者の皆様にご存知いただきたいという思いが強かったです。国の制度が一般に分かりにくいところがある中で、このように常任委員会で御報告させていただいております。

もともとこの計画はあったんですけども、地域経済の成長発展に特に資する業種については、指定されることによって、特別償却や税額控除といった優遇措置が行われるということ、しっかり事業者の皆様にご存知いただきたいという思いがございます。県内の事業者においては、売上高が数十億円あるいは100億円を超えている事業者もおります。そこを目指す事業者を増やしたいとも思いますし、この分野については、もともと定量的に要件を満たした事業者

が対象になりますので、そこがこういう計画を出していただいて、周辺の事業者がその事業者と直接取引していただくことによって、県内全体での生産性の向上や売上高の増加にもつながると思いますので、しっかり内容の周知を図ってまいりたいと思います。

**○日高委員** 10億円以上の投資というのは、下まで行くかということ、トップで止まってしまうだろうということもありますが、そこを膨らませることで中小・零細企業まで波及させようというやり方。例えば、投資が10億円以上ではなくて2億円以上だったら、相当あるわけです。だから、そうやってそれぞれやっていくというやり方か、大きいところでやって波及させていくというやり方かですが、今回はこれで行くぞということだと思っただけです。

要望ですけども、設備投資の金額が10億円以上だと、宮崎県からするとあまりにも大きな話になってくるんです。10億円以上の設備投資はなかなか簡単にはできないから、県がどこからか予算を持ってくることで、2億円以上の設備投資でも優遇措置があるようなことをやれば、金はかかるとは思いますが、すごく上がると思っただけです。中小・零細企業にもしっかりと直接優遇措置が受けられるよう、こういう進め方もぜひやってもらいたいということを要望いたします。

**○山口副委員長** 基礎的なところを教えてくださいたいのですが、特性活用と付加価値創出と経済的効果が見込まれることという3つの承認要件が挙げられています。特性活用と付加価値創出は恐らく計画段階でも一定程度算出した上で出されているだろうと思っただけですが、経済的効果が見込まれるという項目については、事業実施の後に、その成果がどうだったのかという

確認を行うことで、初めて効果が分かることだ  
と思います。1期、2期とされてきて、民間の  
事業者が出してきた計画で見込まれた経済的  
効果が達成されたかどうか、その率というか、そ  
ういったものを把握されていच्छゃったら教  
えてください。

**○徳地企業振興課長** 御指摘いただいたのは、  
資料4ページの要件2と3のところだと思いま  
す。まず、この地域経済牽引事業計画は、各民  
間事業者が5年間で達成する目標になっていま  
して、要は年度ごとにこういうことを目指して  
いきますという申請がなされて、そこも含めて  
審査して承認する流れになっています。その後  
は毎年、事業者には報告の義務がございまして、  
実質どのくらいの付加価値額があったという感  
じで継続して報告する仕組みになっています。  
計画に対して、例えば、売上げがどのくらいあ  
ったとか、それで付加価値額はこの年度はどの  
くらいあったというのを報告する仕組みになっ  
ております。

実際、第1期で承認した61件の中で、実績等  
があったのが51件でした。例えば、令和4年度  
に承認している件数をまた5年間、各事業者は  
計画するので、そういった意味でも、全て終了  
したのは51件となっています。61件承認したん  
ですけれども、終わったのは51件になっており  
ます。

そこで、各事業者が付加価値額として、20億  
円を目指します、30億円を目指しますというの  
があって、それが実際はどうだったか、30億円  
いったのかいっていないのかというお話だと思  
うんです。そういう意味では……。

**○山口副委員長** 付加価値の創出の部分につい  
ては、例えば、10億円の設備投資をやるとした  
ら、付加価値がこれだけ上がりそうですという

のは、計画段階で算出できることだとは思いま  
すので、それは分かります。

ただ、要件3の経済的効果が見込まれること  
ということについては、その事業をやった結果、  
取引額が期間内に10%増やしますとか、そうい  
うことになってくると思います。おच्छゃった  
とおり、実際の計画を5年間で終えた段階で、  
見込んでいた経済的効果が出たのかどうかとい  
うところは確認すべき項目ではないかと思っ  
ているのですが、そこは確認できているのかとい  
うことをお伺いしたいと思います。

**○徳地企業振興課長** 確認ですけれども、要  
件3について、取引額10%増加、雇用者数1%  
増加など、いずれかが見込まれることというこ  
とで、実際に雇用者数が1%増加したのかを確  
認しているのかという御質問というところでよ  
ろしいでしょうか。

**○山口副委員長** そうです。

**○徳地企業振興課長** その経済的効果の実績と  
して、例えば、雇用者数が1%増加という目標  
に対して、計画が終了した35事業所のうち29事  
業者、約83%が目標を達成しており、そうい  
った確認は取れています。計画に対して目標をど  
の程度達成したのかという状況は確認できてお  
ります。

**○山口副委員長** 基本的に応援していくべきだ  
と思うので、これが達成できなくても罰則を与  
えるということはないかと思っておりますが、  
最終的に経済的効果が見込めるかどうかとい  
うところの判断は、計画承認者である県がするこ  
とだと思えます。その答え合わせは、県側とし  
てはやっておいてほしいと思っていて、自分た  
ちの計画を見る目が果たしてよかったのか悪か  
ったのかとか、目を養うことによって、次に上  
がってきた計画に対して適切なアドバイスや計

画の修正などができるんじゃないかと思います。

これはどちらかというと、事業者側というより県側が数値をしっかり押さえて、後々、担当者が変わっても伝えていくべき事項だろうと思います。このあたりは整理されていらっしゃると思うんですけども、改めてデータの重要性を認識していただいて、事業に生かしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**○徳地企業振興課長** おっしゃるとおり、経済的効果が実際どうだったかというのは、先ほど申し上げましたとおり、報告により毎年確認しておりますので、それをしっかり引き継いで、承認計画がきちんとできるのかどうかというのは、我々の中でノウハウを蓄積していくことが大事だと思っていますので、やっていきたいと思っています。

**○岩切委員** 都城志布志道路の開通に伴って、既に物流拠点を設置している事業者が多数見られるんですけども、この基本計画の変更により、要件が追加されたことで対象になるとかならないとか、過去の分も対象になるとか、そのようなルールについて解説してもらえますでしょうか。

**○徳地企業振興課長** 資料5ページになりますが、今回の上乘せ類型A——特別償却50%、税額控除5%の適用要件である、非常に大きい設備投資の部分については、9月25日に同意を受けましたので、それ以降にそういった事業の承認申請が上がってきたものに対して、設備投資の額があれば適用になります。今回御説明した業種については、9月25日以降、そういった承認の対象になってまいります。

都城志布志道路に関連することとしては、「第2期宮崎県地域未来投資促進基本計画」が始まったのは令和6年4月からですけども、

17件承認がある中で6件が物流業という状況でございます。物流の部分が令和6年度以降はかなり多くなっている関係もあって、指定業種として、もっと設備投資が大きい企業からの波及効果が大きくなるようにということで、この道路貨物運送業を指定業種に追加したというところもございます。

**○岩切委員** もう1点、事業者が計画をつくるという作業について、何かしらの支援はあるのでしょうか。中小・零細企業等、中企業でも事務能力の厳しさがあるかと思います。計画書自体は結構な量になっている様子ですが、計画書作成の支援はしていただいた上で、申請いただいているのでしょうか。

**○徳地企業振興課長** 税の優遇を受ける関係もあって、国の審査も非常に厳しい状況でございます。計画作成に当たっては、もちろん県と事業者で何回もやり取りをしますし、同時に国のほうにも、この内容でいいかというのを確認しながら事業計画を作り上げています。スムーズな承認につながるような事務支援については、事業者に行っているところでございます。

**○岩切委員** 事業者支援というのが、県の行政に対する事業者側の信頼構築にとって非常に大きな要素だと思いますので、ぜひ努力していただきたいと思います。

最後に、3つの業種を指定されましたけれども、例えば、5つ、6つあったけれども3つに絞ったというような、選外になってしまった業種があるのでしょうか。もしあったとして、公表するのがはばかれるなら仕方がないけれども、エネルギー分野やメディカル分野など、いろいろな分野で伸びを期待している部分もあります。今回は食料品製造業、木材・木製品製造業、道路貨物運送業になりましたが、もし御報

告いただけるなら教えてください。

**○徳地企業振興課長** 今回、3つの業種を指定するに当たりまして、いろいろ悩んだのが道路貨物運送業になります。成長ものづくり分野においては、医療機器や半導体といった産業もございまして、そこから選べないかということについては、市町村等も含めていろいろと意見交換したところでございます。

ただ、成長ものづくり分野というのは、半導体や医療機器をはじめ様々な業種があります。今回の指定業種というのは、先ほど言いましたように、98業種の中から1つ選ばなければいけません。成長ものづくり分野にどんな業種があるかということ、例えば、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業など、かなり細かいものに分かれています。あと参考にしましたのは、その業種をやっている県内の事業者がどのくらいあるのかとか、従業員がどのくらいいるのかとか……。あとは、経済センサスで、県民の付加価値額——年間平均399万円ぐらい——が出るんですけども、その業種が県民付加価値額を超えているかどうかとか、いろいろな検討をしたところです。

先ほど申し上げましたように、令和6年度以降は物流の部分が伸びていることもございまして、道路貨物運送業を指定させていただきました。その部分についても、市町村といろいろな意見交換をして、市町村からも同意をいただいて、指定したという背景はございます。

指定業種を見直すことは今後も可能で、3つの指定業種のうちのどれかを落として変更することも可能です。ただし、それは国の公的統計データが必要なので、そのデータがオープンになった後、もう一回精査する必要がございます。

**○岩切委員** 県内の企業は、本当にドングリの

背比べ的なところがあって、大企業が宮崎県の産業を引っ張っているという空気ではないので、ぜひ多分野にわたって目配せいただきたいと思っています。

**○内田委員長** ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○内田委員長** それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

---

午前10時53分再開

**○内田委員長** 委員会を再開いたします。

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○内田委員長** それでは、以上をもって本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時53分閉会



署 名

商工建設常任委員会委員長 内 田 理 佐

